

外務省設置法の一部を改正する法律案要綱（閣議決定案）  
日本国との平和条約の効力の発生に伴い、外務省設置法（昭和  
二十六年法律第二百八十三号）中「連合国最高司令官」及び「同  
総司令部」に関する事項を削除する外、「日米安全保障条約」及  
びいわゆる「行政協定」に基づく新事態に即応するよう同法に所要  
の改正を加える。

裏面白紙